

京都市職員の標準的な職を定める規則を公布する。

平成28年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第79号

京都市職員の標準的な職を定める規則

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階の標準的な職は、市長が別に定める。

職制上の段階		標準的な職
1	会計管理者，産業戦略監，危機管理監，技術監理監，地球環境・エネルギー政策監，文化芸術政策監，人材育成政策監，監察監，観光政策監，子育て支援政策監，交通政策監，局長，担当局長，理事，美術館長，動物園長，交響楽団副楽団長，元離宮二条城事務所長，中央卸売市場第一市場長，医務監，児童福祉センター院長，児童福祉センター副院長，景観創生監，区長及び担当区長が属する職制上の段階	局長
2	部長，担当部長，室長，南部まち美化事務所長，南部クリーンセンター所長，市税事務所長，東京事務所長，美術館副館長，歴史資料館長，中央卸売市場第一市場次長，中央卸売市場第二市場長，地域リハビリテーション推進センター所長，地域リハビリテーション推進センター次長，こころの健康増進センター所長，児童福祉センター児童相談所長，児童福祉センター発達相談所長，衛生環境研究所長，衛生環境研究所次長，桃陽病院長，副区長，担当副区長及び右京区役所京北出張所長が属する職制上の段階	部長

3	課長，担当課長，センター長，副室長，環境共生センター所長，まち美化事務所長（南部まち美化事務所長を除く。），まち美化事務所次長，生活環境美化センター所長，生活環境美化センター次長，クリーンセンター所長（南部クリーンセンター所長を除く。），クリーンセンター次長，埋立事業管理事務所長，埋立事業管理事務所次長，魚アラルサイクルセンター所長，東京事務所次長，美術館事務局長，動物園副園長，交響楽団事務長，元離宮二条城事務所次長，歴史資料館次長，計量検査所長，農業振興センター所長，京北農林業振興センター所長，こころの健康増進センター次長，若杉学園長，若杉学園次長，児童福祉センター青葉寮長，第二児童福祉センター第二児童相談所長，桃陽病院副院長，桃陽病院事務長，動物愛護センター所長，動物愛護センター次長，土木事務所長，土木事務所次長，みどり管理事務所長，南部区画整理事務所長，南部区画整理事務所次長，会計室次長，区会計管理者，南区役所久世出張所長，右京区役所京北出張所次長及び伏見区役所神川出張所長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐，担当課長補佐，所長補佐，事務長補佐，園長補佐，寮長補佐及び院長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	係長，担当係長，警備長，副警備長（京都市事務分掌規則第1条第16項に規定する副警備長に限る。），計量検査所副所長，保育所長，保育所副所長，主席児童福祉司，主席衛生指導員，主席衛生業務員，区役所出張所長（右京区役所京北出張所長，南区役所久世出張所長及び伏見区役所神川出張所長を除く。）及び区役所出張所副所長が属する職制上の段階	係長
6	作業長，整備主任者，指導交換手，副警備長（京都市事務分掌規則第1条第16項に規定する副警備長を除く。），副看護師長及び業務次席が属する職制上の段階	技能・労務職にあっては作業長，免許・資格職にあって

		は副看護師 長
7	主任が属する職制上の段階	主 任
8	1の項から7の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係 員

備考 「技能・労務職」及び「免許・資格職」とは、それぞれ京都市職員任用規則に規定する技能・労務職及び免許・資格職をいう。

附 則

この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)